



学校伝染病について



医師の許可が必要です

集団生活で流行する可能性の高いものが、分類されています。
他の子どもにうつさないためではなく、感染した子ども自身が他の病気を併発しない
めにも、決められた期間は休まなければなりません。



インフルエンザ	解熱後3日間経過するまで登園停止
水ぼうそう（水とう）	発疹がすべてかさぶたになるまで登園停止
はしか（麻疹）	解熱後3日間経過するまで登園停止
おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	耳の下の腫れが治まるまで登園停止 かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消えるまで登園停止
百日ぜき	百日ぜき特有の咳が出なくなるまで登園停止
咽頭結膜熱（プール熱）	症状が消えてから、2日経過するまで登園停止
結核	医師が伝染のおそれはないと認めるまで登園停止



症状が治まり回復したら登園可能です

集団生活で流行する可能性の高いものが、分類されています。
病気に応じて、治まるまでは登園を停止、控えるなどしてください。



溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過し、症状が回復していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
りんご病（伝染性紅斑）	全身の状態が回復していること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなっていること
帯状疱疹	すべて発しんが痂皮化していること
ウイルス性胃腸炎 （ノロ・ロタ・アデノウィルス）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと